

啓発授業 10年間の取組みとこれから —神奈川県を取組を通して—

工藤祥子 神奈川過労死等を考える家族の会

《報告要旨》

はじめに

過労死等防止対策推進法が成立して10年になる。その大綱では教育・啓発活動の推進として、高校・専門学校・大学などにおいて過労死等防止のための啓発授業の実施が行われることとなった。「働くことを知る授業」とよばれるこの啓発授業を、神奈川では2016年より行っている。本報告では、神奈川で過労死遺族(以下遺族)と過労死対策弁護団の弁護士(以下弁護士)によって様々な試行錯誤をしながら行ってきた取組みと、これからの課題を述べていく。

1、啓発授業の始まり

神奈川では、神奈川過労死等を考える家族の会発足1年前の2016年から、遺族と弁護士が啓発授業を始め、本格的に授業を行うようになったのは2017年度からであった。最初は遺族2～3人ほどと弁護士3～4人ほどがローテーションで行いながら、中学校、高校、大学で授業を行った。神奈川では、家族の会の発足の2年ほど前より、遺族、弁護士、労働団体が集まって「神奈川被災者交流会」を月に1回ほど行っており、啓発授業についても情報交換などを行う環境があった。

2017年度の春学期に、筆者と弁護士でA大学にて啓発授業を行った。講師としてまだ初期で慣れない状況で、筆者や弁護士それぞれが過労死の現実や背景などを話したのだが、A大学で授業の依頼をして頂いたX先生より、感想で多くの学生から働くことへの強い不安が書かれていたことが報告された。過労死等がないような働き方を目指す授業で、働くことへの不安を与えて良いのかということが、X先生、筆者、弁護士との間で話された。X先生の秋の授業には、現実を伝えるだけでなく、そうなったときにどうしたら良いかを考えられる内容となるよう、X先生指導のもと、遺族、弁護士ともに話の組み立てを考えて授業を行うように意識した。その結果、春学期のような不安を感じるだけでなく、自分ごととして捉え、その上でどうしたら良いかなど、能動的な感想が出るようになった。

A大学での一連の経過を、「神奈川被災者交流会」で共有した。話し合う中で、啓発授業を今後行う際に、不安だけが残らないように、現実を知り、本来あるべき過労死等防止のためにどう働くことが大切なのかを考える授業となるようにと意見が出された。さらに、遺族、弁護士誰もが、効果的に授業をできるような素地を作ったらどうかとアイデアが出された。そのためには、何か共通の教材のようなものを作っていかうということになり、X先生監修のもと、遺族、弁護士、そして会議に出席していた労働団体の有志、計6名でプロジェクトチームを作り、啓発授業用の教材を作成することとなった。

2、教材作りの過程

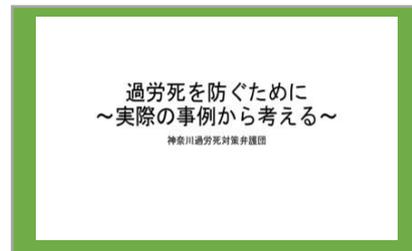
教材を作成するにあたり、初めに啓発授業の目的を確認した。まずは遺族が過労死の実態を生

の声として伝え、弁護士も実際の事例から伝えることで、働くことの意義を知り過労死等への警鐘を鳴らすことである。そしてそれを知った上で、自分の身を守る術や、過労死という社会問題をなくすというもっと大きな視点を持ち、過労死を防止するための行動を主体的に考えることができないかと議論を進めていった。さらに主権者教育の観点から具体的行動への提起も加えることができないかと検討を重ね、約2年かけて『「知る」「聴く」「動く」の3ステップで学ぶ過労死』という共通教材を完成させることとなる。また、誰にでも授業ができるように、テキストだけではなく、統一教材の「取扱説明書」として、標準の指導案を作成した。



具体的には、共通教教材では、まず過労死等を統計や知識として「知る」ことから始まり、次に実際に過労死遺族の経験談とともに、遺族が自身の経験から過労死等防止のためにどのように団結して過労死等防止法制定まで動いたかを「聴く」。その上で過労死等のない社会のために自分たちは何ができてどのように「動けるか」を考える。教材では、労働団体、企業、社会それぞれの立場からいかに「動く」ことができるかを、教材を通じて体感できるようになっており、より自身が将来働いた時にどういったことが起こりえて、何ができるかを想起できるような構成とした。最後にプラスアルファとして働くことはどういうことかを「深める」ページを設け、各ページそれぞれにQRコードをつけて、さらに学べるように工夫をした。

「取扱説明書」では、実際に弁護士が授業で使用できるよう、高橋まつりさん電通過労自死事案を題材にした、17ページにわたるパワーポイント教材を作成した。ワークで使用する記入シートや、50分授業の時の具体的な時間配分を入れた指導案も作成した。



3、現在の展開

2018年に共通教材や「取扱説明書」が完成して6年、コロナ禍でなかなか対面の授業ができない時期もあったが、現在の神奈川での啓発授業での取り組みを紹介したい。

神奈川では、毎年新規の学校も加わり、年間20コマ前後の啓発授業を行っている。弁護士だけ、遺族だけ、または弁護士と遺族が一緒にといろいろなパターンがあるが、遺族と弁護士が一緒に行う場合は、必ず、打ち合わせを行った上で授業に望んでいる。

授業においては、疑問に思った時の参考書や副教材的な位置付けで共通教材をお渡しをしている。弁護士は、初期に作成したパワーポイント教材を、自分なりにアレンジをして、よりパワーアップした教材を独自で作成し、発展的展開が行われている。

遺族の取り組みとして、筆者自身の活動を紹介しますと、教員の過労死遺族である筆者は、主に教職課程をとる大学に行くことが多い。現在、教員を取り巻く労働環境は過酷であり、教員志望の学生も減っている事実がある。そのような現状の中で学生さんにお話しする上では、統一教材を作成したときの3ステップを意識して授業を行っている。

先生という仕事は大変魅力のある仕事なので、やはり学生さん達には教職についてほしいという願いがある。一方で実際に過労死等が多いことも事実である。授業の冒頭では、教員遺族がこの

授業で話すことの目的と、教員になる上で、魅力と実際に起こっていることの両面を知ってほしいとお話をしている。両面をまず知ること、知ることから問題点は何か、それを改善するためにできることは何か、さらに教員に限らず働くことの意義や守られる権利、そして自分自身の身を守る術などをお伝えしている。学生さんたちの反応は総じて、「教員労働の現状を知って安心した」「ブラックと知っても良いんですね」など、知ることの大切さを述べる声が多い。知ることから様々なことを考えたり、動いたりすることができるし、教職についたらこうしたいという能動的な感想が多く、大変励みとなっている。「知る」「聴く」「動く」の授業は、その先の働く主体として具体的な行動提起に繋がっていることを、実感している。

神奈川では、現在も2～3ヶ月に1度不定期で行っている「被災者交流会」にて啓発授業の報告も行われ、意見交換などを行っている。

4、今後の課題と展開

今後の課題としてまず、啓発授業を行うことができる遺族に限られるということが挙げられる。自身の経験を人前で、しかも授業の中で伝わるように話すということは、遺族にとって大変大きなハードルである。遺族が無理をしてまで話す必要はないと考えている。DVDの活用という方法もある。しかし遺族が直接話すことは大変重要であり、こんなに伝わるものはない。ニーズが高まる中で語り手不足は深刻であるから、遺族が無理なく話せるような道標となるような手引きができないだろうか。

また授業で求められる内容も多様化している。例えば高校の中でも、発展的授業として位置付けるところもあれば、高校を卒業してすぐに就職を控える実践的授業として位置付けるところもある、大学や専門学校では、それぞれ専門の分野を目指す学生さんが多く、話す内容は自ずと異なってくる。そこで、軸となるような共通教材などを作成し、そこからどのように展開することが可能かを示すような、神奈川方式のような取り組みも今後有効と考える。

さらに、筆者が一番課題と感じるのは、啓発授業の地域格差である。遺族や弁護士が集まる地域では、それなりに授業が行われるが、そうでないところは授業も行われず、認知もなかなかされていない。過労死等防止対策推進法のもと、過労死等防止シンポジウムは毎年全都道府県で開催されているが、啓発授業はそのような体制が取られていない。過労死等は全国で深刻な問題であり、働く前に啓発授業を行うことは、過労死等防止のために大変重要なことである。予算などの問題もあるのかもしれないが、啓発という意味では、シンポジウムと同じように全国で行えるような周知啓発や、講師の派遣などを今後検討する必要があるのではないか。過労死防止センターなどが中心となることで、啓発授業を全国で行えるような役割を果たすことができるかもしれない。

5、おわりに

啓発授業が多くの生徒・学生さんたちに「働くことを知る」上で、重要な役割を果たしてきたことは間違いない。しかし、授業をした「その後」についての視点はまだないように思われる。授業を行った者としても、啓発授業が行われた後の成果について、個別ではなくても全体としてどのような効果や感想があったかなどのフィードバックがあると、今後の授業の改善やモチベーションになると考える。授業をやりっぱなしでは、これで良かったのかという不安が残る。過労死等防止法10年の節目としても、また今後の授業の啓発授業の発展のためにも、大まかであっても厚生労働省の方から今までの啓発授業のまとめのようなものを、ぜひ公表して頂きたい。また学会としても倫理上の問題

もあるかもしれないが、啓発授業の「その後」の研究、例えば、啓発授業を受けた生徒・学生のその後にどれだけ貢献できたかや、レポートして下さっている先生方へのインタビュー調査など、「その後」の調査から、今後の啓発授業に活かせることはないかという視点も、あっても良いのではないかと考える。

[2024-07-12 版]